

# 元末の至正権鈔銭と通貨政策

宮澤知之

## 〔抄録〕

元の最末期、腹裏の中央政権と長江以南の元朝地方政権は反乱によって分断された。腹裏では至正通宝を発行し至正鈔（中統新鈔）と相権し、江西行省吉安路では至正之宝という権鈔銭を発行し、中統旧鈔を権鈔した。中央政府と地方政府で紙幣の安定策が異なった理由は基軸と認識された紙幣が異なったからである。本稿は至正之宝権鈔銭が発行された江南における元朝最末期の通貨事情を検討する。

キーワード：至正之宝、権鈔銭、至正鈔、中統鈔、吉安路

## 緒言

至正10年（1350）11月、元朝は四回目の幣制改革を断行した。華中で群雄が独立し始めた時期にあたり、第二次至元幣制で通用した紙幣（至元鈔と中統鈔）が価値を下げていた。今回の幣制改革を要素に分けてみると、

一つは約40年ぶりに銅銭（至正通宝）を発行したこと、

二つは贬值した至元鈔・中統鈔より上位の紙幣として至正鈔をあらたに導入し、至正鈔1貫（両）＝至元鈔2貫（両）としたこと、

三つは至正通宝1貫＝至正鈔1貫とし、銅銭と紙幣をリンクしたこと、である<sup>(1)</sup>。この結果、

至正鈔1貫＝至元鈔2貫＝中統鈔10貫＝至正通宝1貫の関係となった。これが至正幣制であり、紙幣と銅銭のリンク、すなわち子母相権を実施したことに特徴がある。

ところが至正鈔は中統鈔の背面に新たに「至正印造元宝交鈔」の印を押したものであった（図1）。それゆえ至正鈔を中統新鈔とも称した。これに対し印のない旧来の中統鈔は、至元鈔1貫＝中統鈔5貫の関係のまま中統旧鈔と称したから、市場には新旧の中統鈔が併存することとなった。

さて至正通宝と同時期に至正之宝という銅銭がある。同時代の記録がないけれども、一

般に官鑄銭と認められている銭貨である<sup>(2)</sup>。至正之宝は五種類あり、表面に「至正之宝」、背面穿上に「吉」、穿右に「権鈔」とあるのは共通し、銭貨の大小にあわせて、背面穿左に「伍分」、「壹銭」、「壹銭伍分」、「貳銭伍分」、「伍銭」とある(図2)。伍分から伍銭まで、数値の比率は、1:2:3:5:10となっている。何らかの意味で幣値を表わすことは明らかである。

伍分から伍銭にいたる数値の意味について、いくつもの解釈がなされてきた。ただし先行の学説は数値の意味の追求にとどまり、元朝の通貨政策としての意義に及ぶものは殆どない。元末の通貨状況と至正之宝という銭貨について、私は何度か分散的に言及した<sup>(3)</sup>。本稿は新たな知見と学説史を加えて一つの文章にまとめ、至正之宝の銭貨としての性格、さらに元朝末期の通貨政策を論じるものである。

至正之宝という銅銭は権鈔とあるように、鈔すなわち楮幣と密接な関係がある。そこでまず元の鈔の種類と鈔・銭・金・銀との関係、及び至正年間の元朝の銅銭の基本データを表示しておく。

表1 各幣制下の各種貨幣の関係

	至正鈔(中統新鈔)	至大銀鈔	至元鈔	中統鈔(旧鈔)	銭	金	銀
中統幣制 (1260.10-1287.3)				2貫	(2貫)		(1両)
第1次至元幣制 (1287.3-1309.9)			2貫	10貫	(2貫)	(2/15両)	(1両)
至大幣制 (1309.9-1311.4)		1両	5貫	25貫	1貫	(1銭)	(1両)
第2次至元幣制 (1311.4-1350.11) (この間 1320-1323)			5貫	25貫 40貫	(1貫)	1銭	1両 1両
至正幣制 (1350.11~)	1貫(腹裏)		2貫	10貫(江南)	1貫		

\* 銭・金・銀の( )は、法的には流通手段として禁止されているが、前後の事情から想定される値。

\* 宮澤「元朝の財政と鈔」(佛教学大学『歴史学部論集』2、2012年)による。

表2 至正通宝と至正之宝

至正通宝	小平銭	折二銭	当三銭	当五銭	当十銭	当十壹両重
	24-26 mm 3-4 g	29-31 mm 7-8 g	32-35 mm 11-13	39-41 mm 15-20 g	42-47 mm 29-32 g	48-51 mm 33-37 g
至正之宝	権鈔伍分	権鈔壹銭	権鈔壹銭伍分	権鈔貳銭伍分	権鈔伍銭	
	41-42 mm 18-28 g	49-51 mm 36-42 g	59-60 mm 47-52 g	68-70 mm 77-88 g	78-82 mm 170-173 g	

王煒「元明貨幣概況表」(『中国歴代貨幣大系5元明貨幣』上海人民出版社、2009年)による。

元末の至正権鈔錢と通貨政策（宮澤知之）

表3 至正通宝当五・当十と至正之宝伍分・壹錢の錢径と重量

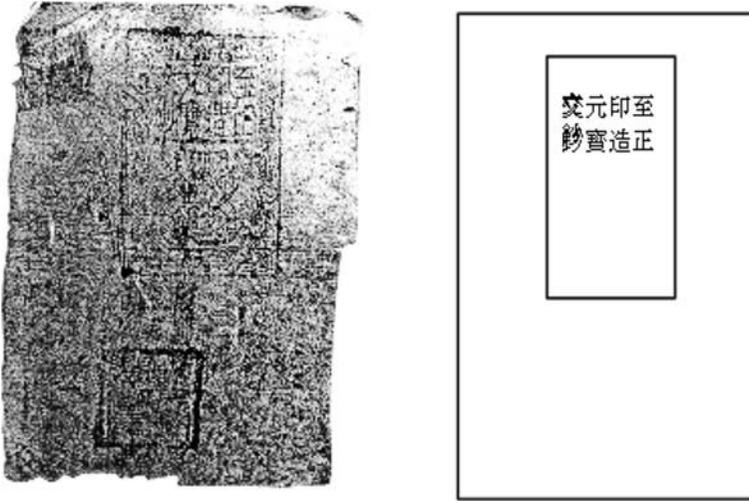
至正通宝	編號	直径 mm	重量 g
当五	541	40.63	14.03
	542	40.57	16.6
	543	40.27	
	544	39.2	
	553	41.23	23.0
	554	40.47	
	555	39.82	19.4
	556	41.63	17.0
	557	41.58	
	558	40.0	
	564	42.12	25.8
	565	41.97	
	平均		40.8
当十	545	45.34	
	546	45.81	
	547	44.61	22.0
	548	45.24	22.2
	549	45.04	
	550	44.79	
	551	44.67	
	552	45.3	22.9
	559	42.89	
	560	42.36	
	561	42.2	
	562	41.87	
	563	41.44	32.2
	566	47.21	29.6
	567	46.82	
	568	46.27	30.4
	569	46.13	29
570	44.1		
571	47.22	34	
平均		44.7	28.1
当十壹兩重	572	51.27	33.0
	573	50.1	
	574	49.62	37.2
	675	49.62	
	576	49.27	
	577	48.72	35.2
	578	48.0	
平均		49.5	35.1
当十平均		45.9	29.8

至正之宝	編號	直径 mm	重量 g
伍分	581	43.37	27.8
	582	40	
	583	42.31	
	584	41.37	16.45
	585	41.77	
	586	42	
	587	41.4	
	588	39	
	589	42.62	18
	590	41.89	31.4
平均		41.6	23.4
壹錢	591	51.64	36.2
	592	51.21	43.2
	593	50.2	
	594	50.22	38.7
	595	50	43.2
	596	51	40.5
平均		50.7	40.4

王焯「元明貨幣概況表」（『中国歴代貨幣大系 5 元明貨幣』上海人民出版社 2009）

図1 至正鈔背面



『中国古鈔図輯』(中国金融出版社、1992年) 50頁。

図2 至正之宝伍分錢と至正通宝当五錢



## 第1章 至正権鈔銭の機能

### 1、至正権鈔銭に関する諸学説

至正権鈔銭がどのような性質をもつ銭貨なのかという問題を考えるとき、背面の数値の理解が鍵を握る。清代以来幾つかの理解が示されてきた。

清李佐賢『古泉匯利集』巻16 (1864年刊)、権鈔伍銭に、清盛大士『泉史』(1834年刊)を引き、元代の鈔法を総括する。

元初頒中統鈔、是以鈔権銭也。既又頒至元鈔、一当中統鈔之五、是以鈔権鈔也。至正之宝、勸数於幕、所権者至正銀鈔也。始以鈔権銭、繼以鈔権鈔、終以銭権鈔、鈔法大

壊。遂致交困。至大通宝一文準銀鈔一釐、以此核計、権鈔伍錢当値至大五百文。

元初、中統鈔を頒つ、是れ鈔を以て錢を権るなり。既に又た至元鈔を頒ち、一を中統鈔の五に当つ、是れ鈔を以て鈔を権るなり。至正之宝、数を幕に勒み、権る所は至正銀鈔なり。始め鈔を以て錢を権り、繼いで鈔を以て鈔を権り、終に錢を以て鈔を権り鈔法大いに壊れ、遂に交ごも困しむるを致す。至大通宝一文は銀鈔一釐に準じ、此をもって核計すれば、権鈔伍錢は至大五百文に当値す。

ここに至正銀鈔とあるのは、「至大通宝一文準銀鈔一釐」の文があることから至大銀鈔の誤りであることは明らかである。この誤りは『古泉匯』はじめ清代の錢譜に共通し、丁福保『古錢大辞典』下編第 233 葉、至正之宝（1938 年刊）も継承する。

私がここで注目したいのは、中統幣制では鈔で錢を権り、至元幣制では鈔（至元鈔）で鈔（中統鈔）を権り、至正幣制では錢（至正之宝）で鈔（至大銀鈔）を権ったものというように、二種類の貨幣の関係において、あとから発行した貨幣ですでに存在する貨幣の価値を確定し安定させたものと捉えられていることである（なお、中統幣制において銅錢は正式に発行されなかったので、中統鈔発行のとき通用していた歴代錢が想定されている）。所謂の子母相権という考えである。この場合はあとから生まれた子が母を権ったものとなる。その結果権鈔錢の数値は、例えば権鈔伍錢の場合、至大銀鈔の五錢と等価であることを意味し、それはまた至大通宝 500 文となる。すなわち、

至正之宝伍分 = 至大銀鈔五分 = 至大通宝 50 文……………

の関係で、李佐賢の考えでは、至正之宝（権鈔錢）と至大銀鈔と銅錢（至大通宝）の三者の関係である。

奥平昌洪『東亜錢志』（歴史図書社、1974 年、初版は 1938 年）第 3 卷 322 頁～328 頁。

『古泉匯』の至正銀鈔は至大銀鈔の誤りだが、至正之宝が至正を遡る 40 年前に廃された至大銀鈔を権るとするのは不可であるとする。そして奥平自身は、

葉子奇『草木子』卷 3 下、雜制篇に、

元朝至元宝鈔凡十等。一十文為半錢、二十文為一錢、三十文為一錢半、五十文為二錢半、一百文為五錢、二百文為一貫、三百文為一貫五錢、五百文為二貫五錢、一貫為五兩、二貫為十兩、五箇一貫為半錠、五箇二貫為一錠。

元朝の至元宝鈔は凡そ十等。一十文を半錢と為し、二十文を一錢と為し、三十文を一錢半と為し、五十文を二錢半と為し、一百文を五錢と為し、二百文を一貫と為し、三百文を一貫五錢と為し、五百文を二貫五錢と為し、一貫を五兩と為し、二貫を十兩と為し、五箇の一貫を半錠と為し、五箇の二貫を一錠と為す。

とあるのを引き、権鈔錢の伍分・壹錢・壹錢伍分・貳錢伍分・伍錢は、それぞれ至元通行宝鈔（至元鈔）10 文、壹錢は至元鈔 20 文、壹錢伍分は至元鈔 30 文、貳錢伍分は至元鈔 50 文、伍錢は至元鈔 100 文であり、至正鈔の価格は至元鈔の二倍であるから、権鈔錢の至正

鈔に対する換当価格は至元鈔に対する換当価格の半額だという。すなわち至正之宝伍分は至正鈔5文、壹銭は至正鈔10文、壹銭伍分は至正鈔15文、貳銭伍分は25文、伍銭は至正鈔50文である、という。

至正之宝伍分 = 至正鈔5文……………至正之宝伍銭 = 至正鈔50文

李幹『元代社会経済史稿』(湖北人民出版社、1985年)393頁。

李幹も奥平と同じく権鈔銭は至正鈔を権鈔するものとした。通常それ自体に価値のない紙幣を価値のある金属貨幣に代替するが、権鈔銭は価値のある金属貨幣で価値のない紙幣に代替する特殊な貨幣だと説明する。つまり権鈔伍分は至正鈔10文、権鈔壹銭は至正鈔20文、権鈔壹銭伍分は至正鈔30文、権鈔貳銭伍分は至正鈔50文、権鈔伍銭は至正鈔100文に代替するという。

至正之宝伍分 = 至正鈔10文……………至正之宝伍銭 = 至正鈔100文

葉世昌「至正権鈔銭是紀重還是紀値」(『中国錢幣』1994年4期)。

権鈔銭の数値は至正鈔の値であるが、元代の用鈔の習慣では、1貫は1両と称し、100文は一銭と称し、10文は1分と称したから、至正権鈔伍分は至正鈔50文、権鈔壹銭は至正鈔100文、権鈔壹銭伍分は至正鈔150文、権鈔貳銭伍分は至正鈔250文、権鈔伍銭は至正鈔500文になるという

至正之宝伍分 = 至正鈔50文……………至正之宝伍銭 = 至正鈔500文

呉晗「元史食貨志鈔法補」(『中国社会経済史集刊』7-2、1944年、『呉晗史学論著選集』第2巻、人民出版社、1986年、に「元代之鈔法」と改題して所収)455頁。

至正之宝が権鈔する対象は至正鈔でなく至元鈔だとする。具体的には至正之宝伍分・壹銭・壹銭伍分・貳銭伍分・伍銭は、それぞれ至元鈔10文、20文、30文、50文、100文であるという。呉晗は奥平を参照するにもかかわらず、権鈔の対象は至正鈔でなく至元鈔だとする理由は述べていない(おそらく奥平の引く『草木子』雜制篇の記事が呉晗の考えの背景にあると推測する)。

至正之宝伍分 = 至元鈔10文……………至正之宝伍銭 = 至元鈔100文

奥平・李幹・葉世昌の考えは至正之宝と至正鈔の関係のみで把握することで共通し、呉晗は至正之宝と至元鈔の関係のみで把握する。

戴志強「元朝の幣制和“至正之宝”権鈔銭」(『戴志強錢幣学論文集(続編)』中華書局、2019年、初出2012年)。

「實際上、権鈔は虚で権銀が実」である。伍分、壹銭……は銀両の重量であり、権鈔とは矛盾する。当時の鈔は銀に対して作価したから権鈔は実際には権銀であり、そこに白銀が元朝においてすでに重要な地位をしめたことがはっきり見て取れるという。

至正之宝伍分 = 銀5分……………至正之宝伍銭 = 銀5銭

## 2、至正権鈔錢に関する私見

以上のように至正之宝という錢貨についてさまざまな解釈が示されている。今一度整理すると、

至正之宝伍分 = 至大銀鈔五分 = 至大通宝 50 文

……………至正之宝伍錢 = 至大銀鈔五錢 = 至大通宝 500 文（李佐賢）

至正之宝伍分 = 至正鈔 5 文……………至正之宝伍錢 = 至正鈔 50 文（奥平昌洪）

至正之宝伍分 = 至正鈔 10 文……………至正之宝伍錢 = 至正鈔 100 文（李幹）

至正之宝伍分 = 至正鈔 50 文……………至正之宝伍錢 = 至正鈔 500 文（葉世昌）

至正之宝伍分 = 至元鈔 10 文……………至正之宝伍錢 = 至元鈔 100 文（呉晗）

至正之宝伍分 = 銀 5 分……………至正之宝伍錢 = 銀 5 錢（戴志強）

至正之宝権鈔錢・銅錢・鈔の三者の関係とするのが一つ（李佐賢）、至正之宝権鈔錢・鈔の二者関係とする説が二つで、対象が至正鈔とする説と（奥平・李幹・葉世昌）、至元鈔とする説に分かれる（呉晗）。至正鈔とする説は額面の理解で三通りとなる。さらに至正之宝権鈔錢と銀の二者関係とする説が一つである（戴志強）

これだけ見解が分かれるのは何故であろうか。それは権鈔の意味に関わるのではないかと思われる。「権鈔伍分」とは「鈔伍分を権（はか）る」の意味であり、権は釣り合いをとるということである。従って至正之宝権鈔伍分錢とは鈔伍分とバランスをとる、鈔伍分と等価であるという意味である。至正年間の元朝が幣制改革で新たに発行した貨幣は至正通宝と至正鈔（至正印造元宝交鈔）である。至正年間において、至正之宝の背面に単に「鈔」とだけ記す鈔とは「至正鈔」をまず想定しなければならない。奥平の言う通り至大鈔（至大銀鈔）は廃止されてすでに 40 年近くが経過して市場に存在せず、至大鈔を権鈔する意味はない。

至正幣制下で至正之宝が権鈔する対象が至正鈔でなく至元鈔であるというのも理解しにくい。確かに至正幣制下でも至元鈔はあるが、幣制改革の重点は至正鈔の発行にある。この説では至正鈔でなく至元鈔を権鈔することの意味を明らかにする必要がある。なお至元鈔は第一次及び第二次至元幣制と至正幣制では銅錢との関係がすべて異なっている（表 1）。『草木子』の記述に合致するのは、第二次幣制下の至元鈔と銅錢の関係のみであり、至正幣制下の至元鈔と銅錢の関係でない。（なお『草木子』雑制篇の記述には大きな問題のあることは以前論じた<sup>(4)</sup>。）

元朝の鈔が銀で計算されることがあるのはよく知られた事柄であるが、至大鈔（至大銀鈔）を除く鈔、中統鈔・至元鈔・至正鈔はいずれも紙面では緡錢を描き銅錢の貫文単位で幣値を記したが、貨幣計算にあたって銀の重量単位、両錢分釐で表示することも普通にあった。しかし至正之宝の鈔伍分は鈔の五分であり、銀の五分と置き換えることはできない。もし置き換え可能なら鈔と銀が等価であることが前提になるが、時期によって等価の

ときもそうでないときもあり、そもそも至正幣制で鈔銀の比価が制度上等価であるかどうか記録がないため判明しない(表1)。

至正之宝が至正鈔を権鈔することは、まずは常識的な判断である。だが奥平・李幹・葉世昌三氏の説には至正之宝と至正鈔の関係が三者三様であって一致しない。それは何故か。その理由は二つある。一つは至正之宝が銅銭であるという事実の認識が不十分な議論であることであり、二つ目は実は権鈔の対象が至正鈔とは限らないことである。

第一に、至正之宝が銅銭であることの問題について言えば、至正幣制改革では至正通宝という銅銭は小平・折二・当三・当五・当十の五種類が発行された。これらの銭貨は幣値を鑄込んだもの(蒙文も漢文もある)、発行年の十二支を蒙文で鑄込んだものなど種類が多い。当十には「壹両重」と銭貨の本来あるべき重量を鑄込んだものもある。

表2は至正通宝の小平銭から当十までと、至正之宝の伍分から伍銭までのおおよその銭径と重量の範囲を示し、表3は、至正通宝当五・当十と至正之宝伍分・壹銭について銭径と重量をさらに詳細に記したものである。二つの表で至正通宝当五銭と至正之宝伍分銭を比較すると、至正之宝伍分銭は至正通宝当五銭より重量が大きいが銭径は殆ど同じである。一般に円形方孔銭は銭径の規格はほぼ守られるものの重量の偏差は比較的大きい。すなわち銭貨の厚みはばらついている。これは中国の鑄造銅銭の一般的な傾向であり、銭価は重量ではなく(厚みではなく)、銭径が決定する。至正通宝当五銭と至正之宝伍分銭は当五の幣値をもつ銭貨であることは明らかである。

つぎに至正通宝当十銭と至正之宝壹銭の大きさを比較してみよう。至正通宝当十銭のうち背面に壹両重とあるものの方が、銭径も重量もかなり大きい。とくに重量は本来の1両(約40グラム)に近い(表3)。一方、至正之宝壹銭の銭径は壹両重の当十銭とほぼ同じで、重量は本来の規格どおりである。至正之宝壹銭が至正通宝当十銭とくに壹両重とある当十銭と等価であることも明確である。すなわち、

至正之宝伍分 = 至正通宝当五 = 5文、至正之宝壹銭 = 至正通宝当十 = 10文  
 である。至正通宝の最大の銭貨は当十銭までだが、至正之宝のさらに大きい三種についても同様に銭価を推定することができる。すなわち、

至正之宝壹銭伍分 = 15文、至正之宝貳銭伍分 = 25文、至正之宝伍銭 = 50文  
 である。

第二に、至正権鈔銭の対象が至正鈔とは限らないことについてである。これには二つの事情が絡んでいる。一つは既に述べたように、至正幣制下における鈔は、至正鈔(中統鈔新鈔)・至元鈔のほかに旧来の中統鈔(中統旧鈔)があり、二種類の中統鈔の関係は、中統新鈔(至正鈔)1貫 = 中統旧鈔10貫であった。従って至正之宝が権鈔する対象は、中統旧鈔の可能性もある。至正通宝との関係は、中統旧鈔10貫(両) = 至正通宝1貫である(表1)。鈔の貨幣単位の貫を両に書き換え、単位を小さくすると、

中統旧鈔1銭＝至正通宝10文、中統旧鈔5分＝至正通宝5文である。これに、至正通宝当五＝至正之宝伍分と繋げると、

至正之宝伍分＝至正通宝当五＝中統旧鈔5分＝5文、同様に、

至正之宝壹銭＝至正通宝当十＝中統旧鈔1銭＝10文

となる。要するに、至正之宝は中統旧鈔を権鈔したことが判明する。

もう一つの事情は、中統鈔の印造発行（1260）以来、四度の幣制改革で最上位の紙幣はしばしば変更されたにもかかわらず、至大幣制時期を除いて、国家財政はすべて中統鈔を基準に財務上の計算がなされ、民間では一貫して至大幣制時期も含めて、中統鈔が貨幣計算の基準であったことである<sup>5)</sup>。中統鈔とは中統旧鈔のことである。

では至正幣制下では至正鈔（中統新鈔）と中統旧鈔とどちらが貨幣計算の基準になったのだろうか。至正鈔（中統新鈔）は旧鈔の10倍の価値をもつので、財政運用では規模が10分の1に縮小し、それ以前の財務との一貫性が失われることになる。しかし至正幣制では、至正通宝1貫と至正鈔1貫（両）が等価であると定められた。換言すると、至正通宝は至正鈔（中統新鈔）と相権の関係にある。

こうして至正通宝が至正鈔（中統新鈔）を権鈔し、至正之宝が中統旧鈔を権鈔するという事態がおこる。だがこのように二重の権鈔が同時に行なわれるというのは奇異である。中統旧鈔の背面に「至正印造元宝交鈔」の印をおし、至正鈔に順次切り換えていたときに、中統旧鈔を銅銭で同時に権鈔する必要があるとは思えない。

## 第2章 元最末期における貨幣使用の分裂

銅銭が権鈔する紙幣は、社会や政府が最も重視する紙幣のはずである。それが二種類あると言うのは、対象の地域が異なっていたか、あるいは時間的な差があり、同時の権鈔でなかったかのどちらかだろう。

ここに改めて至正之宝の背面穿上にある「吉」字の重要性に気づく。かつて「吉」は吉祥の吉の意味と考えられたが、今日出土例の蓄積によって江西行省吉安路と認識されるようになった。所謂ゆる紀地銭である。紀地銭は会昌開元や大中通宝・洪武通宝のように中央政権の鑄銭事業で鑄造地を明記したものであり、当然全国で通用する全国通貨である。しかし至正之宝の「吉」は全国通貨であると解することはできない。至正之宝が吉安路を中心とする一定の地域内で意味をもつ地方通貨であれば、至正通宝と至正鈔、至正之宝と中統旧鈔という二重の権鈔関係は発生しない。

実は至正之宝が発行されたころ、大都を中心とする元朝の中央政権と江西行省吉安路はすでに分断されていたと推定できる。すこし元末の動乱状況を確認しておこう。

至正8年(1348)11月、台州の販塩海運を業とする方国珍が反乱を起こした<sup>(6)</sup>。そのころ規模の小さな乱は頻繁に起こっていたが、方国珍の乱は元朝にとって江南から大都に糧食を運ぶ海運に支障をきたす重大事であった。方国珍自身はそのご帰順と反乱を繰り返すが、至正11年に劉福通が紅巾軍と号して潁州(河南江北行省、安徽省)で乱を起こして以後<sup>(7)</sup>、李二(芝麻李)が徐州(河南江北行省、江蘇省)で<sup>(8)</sup>、彭瑩玉・徐寿輝・陳友諒が蕪水・黄州(河南江北行省、湖北省)で<sup>(9)</sup>、12年に郭子興・朱元璋が濠州(河南江北行省、安徽省)で<sup>(10)</sup>、13年張士誠が泰州(河南江北行省、江蘇省)で乱を起こし<sup>(11)</sup>、初めは長江以北、主に河南江北行省(河南・湖北・安徽・江蘇)が戦乱の場であったが、次第に長江以南にも及んだ。もちろん元軍も鎮圧の軍を出し、戦乱状態は元朝のモンゴルへ北帰(1368)まで続いた。吉安路が陳友諒に占領されたのは至正18年(1358)のことである<sup>(12)</sup>。

このような元末の戦乱を考慮すると、黄河と長江に挟まれた河南江北行省で反乱軍と元軍の戦争が本格化した至正12年は、大都を中心とする元朝の中枢部(腹裏)と長江以南の地方社会が分断された時期であり、そのご長江以南にも戦乱が拡大し、吉安路が最終的に反乱軍(陳友諒)の手に陥った至正18年までの5-6年間は至正之宝鑄造の期間として考えられるだろう。

中統旧鈔を権鈔する至正之宝が鑄造・発行された以上、長江以南で反乱軍にまだ占領されていない地域では、中統旧鈔が主要な紙幣であったはずである。このことを明示する史料がわずかながら残っている。

孔齊『静斎至正直記』卷一、楮幣之患、

楮幣之患、起于宋季。置会子・交子之類以対貨物。如今人開店鋪私立紙票也。豈能久乎。至正壬辰、天下大乱、鈔法頗艱。癸巳、又艱澁。至于乙未年、將絶于用。……丙申、絶不用交易、惟用銅錢耳。錢之弊亦甚。官使百文、民用八十文、或六十文、或四十文、吳・越各不同。至于湖州・嘉興、每貫仍旧百文、平江五十四文、杭州二十文、今四明漕(清鈔本作增)至六十文。所以法不帰一、民不能便也。且錢之小者薄者、易失壞、愈久愈減耳。

楮幣の患、宋季に起こる。会子・交子の類を置き以て貨物に対す。如今人店鋪を開き私に紙票を立つるなり。豈に能く久しからんや。至正壬辰、天下大いに乱れ、鈔法頗る艱しむ。癸巳、又た艱澁す。乙未の年に至り、將に用に絶えんとす。……丙申、絶えて交易に用いず、惟だ銅錢を用いるのみ。錢の弊も亦た甚し。官は百文を使い、民は八十文、或いは六十文、或いは四十文を用い、吳・越各おの同じからず。湖州・嘉興に至りては、每貫旧に仍り百文、平江は五十四文、杭州は二十文、今四明増して六十文に至る。法一に帰せず、民便なること能わざる所以なり。且つ錢の小なる者、薄き者、失壞し易く、愈いよ久しく愈いよ減ずるのみ。

至正壬辰(至正12年、1352)から天下が大いに乱れ鈔の行使が困難となり、至正丙辰(16

年、1356)には銅錢による交易のみになったという。注目すべきは、銅錢の行使は、官用は1貫が100文であるのに対し、民用は呉・越一帯で80文、60文、40文と様々であり、具体的には湖州・嘉興で旧来通り毎貫100文、平江54文、杭州20文、四明60文であると言っていることである。至正15年ごろの長江以南の江蘇・浙江方面で銅錢の計算単位が1貫=100文がベースで、それに短陌が加わった状況である。至正13年、泰州で乱を起こした張士誠が長江を渡って平江路（江浙行省、現蘇州）をおとし、ついで湖州・松江・常州を支配下においたのは至正16年2月のことであった<sup>(13)</sup>。それまで平江・湖州・常州・松江など太湖周辺一帯は依然として元朝の江浙行省の統治下にあったが、すでに元朝中枢の腹裏とは統治圏・経済圏が隔離した状況にあった。

このときの銅錢は至正通宝である。銅錢100文が1貫と計算される至正幣制は、

至正鈔（中統新鈔）1貫 = 至元鈔 2貫 = 中統鈔（旧鈔）10貫 = 至正通宝 1貫

の等式のうち、中統鈔（旧鈔）10貫 = 至正通宝 1貫の部分にあたる。「至于湖州・嘉興、每貫仍旧百文」で「仍旧」つまり従来通りというのは、至正通宝が至正鈔（中統新鈔）でなく中統鈔（旧鈔）で計算されていることを示している。

孔齊『静斎至正直記』の記事から江浙行省でもっとも重視されていた紙幣は官民ともに中統鈔（旧鈔）であり、至正鈔（中統新鈔）でなかったことが分かる。元朝の通貨状況は河南江北行省で反乱軍と元朝軍が戦争状況にあることによって、中央と地方で分断され、計算基準となる紙幣が異なる事態になっていたのである。前述のように戦乱はさらに南下し江西行省にも及び、至正18年、陳友諒が吉安路を占拠した。占領される前の江西行省の通貨事情も当然江浙行省と同様だったはずである。至正鈔（中統新鈔）の流通量がどれほどであったかは分からないが、江西行省政府も民間も旧来の中統旧鈔を基準として経済活動を展開していた。表1の至正幣制時期の欄で至正鈔を腹裏、中統旧鈔を江南と記したのは腹裏と江南で主要な紙幣が異なっていたことを表現している。

江浙行省と江西行省の違いは、江浙行省では至正通宝と中統旧鈔の間に、銅錢と紙幣関係の相場が発生し、銅錢の短陌として現象したのに対し<sup>(14)</sup>、江西行省吉安路では至正通宝と中統旧鈔間の相場の発生を防止するための方策がとられたことである。そのための銅錢が至正之宝権鈔錢であり、

至正通宝 5文 = 至正之宝伍分 = 中統旧鈔 5分（50文）

の如く至正通宝と中統旧鈔の間に介在することによって至正通宝と中統旧鈔間の相場の発生を防いだのである。

一方、大都を中心とする腹裏ではどうか。至正10年の幣制改革で至正通宝1貫 = 至正鈔（中統新鈔）1貫と規定した。官民ともにそれ以前は中統鈔が価格計算の基準であるが、至正通宝が至正鈔（中統新鈔）を権ることから、至正鈔が価格計算の基準になった。ところが戦火の拡大によって軍費をまかなうべく至正鈔の増発を敢行した。至正12年と

13年の印造額はいずれも中統鈔190万錠・至元鈔10万錠だったが、16年には600万錠を印造するという<sup>(15)</sup>。この間至正14年12月に宝泉司を廃止し<sup>(16)</sup>、至正通宝の鑄造・供給を止め銅銭による紙幣の権鈔を放棄するとともに、莫大な紙幣を印造したから、紙幣の貶値を招き元朝の通貨政策は本拠地の腹裏では崩壊した。

このように腹裏と長江以南の行省が分断されたあと、中央政府と地方政府（江西行省）の通貨政策は全く異なるものとなった。なお至正14年12月の宝泉司の廃止は腹裏での廃止であり、江浙や江西では廃止されなかったのではないかと推測する<sup>(17)</sup>。なぜなら至正21年（辛丑歳、1361）二月己亥、朱元璋が応天府に宝源局を置き大中通宝を鑄造することとした詔の内容を検討すると、元朝の鈔法は崩壊していないからである。

先是、中書省議以、国家新立、錢法未定。民以米麦与錢相貿易、每米一石、官直錢千、而民間私易加至三千。然錢貨低昂、豈能久而不變。今請置宝源局於応天府、鑄大中通宝錢、使与歴代錢兼行、以四百為一貫、四十為一兩、四文為一錢。……上從之。（『太祖実録』卷九、辛丑歳二月己亥）

是より先、中書省議して以えらく、国家新たに立つも、錢法未だ定まらず。民米麦を以て錢と相い貿易し、米一石毎に、官直は錢千、而して民間の私易は加えて三千に至る。然れども錢貨の低昂は、豈に能く久しくして変わらざるや。今請うらくは宝源局を応天府に置き、大中通宝錢を鑄し、歴代錢と兼行せしめ、四百を以て一貫と為し、四十を一兩と為し、四文を一錢と為さん。……上之に従う。

また呉元年（1367）の『大明令』刑令第100条、計贓貫数にも<sup>(18)</sup>、「凡計贓、以銅錢四百文為一貫」とある。

ここに出現する1貫=10兩=100錢=400文、あるいは1貫=400文という、見なれない等式の意味についてかつて考察したことがある。その結論だけ述べると、1貫=400文とは、1356年ごろ社会で行使されていた鈔は中統鈔であり、大中通宝の発行にあたって中統鈔との交換の割合を定めた、つまり中統鈔（新鈔）1貫=大中通宝400文という等式を銅銭の計算単位に読み替えたものであるとした<sup>(19)</sup>。そのとき10兩=100錢の部分は意味のないものと考えたが、1貫=10兩を、至正幣制の内容どおりに、中統鈔（新鈔）1貫=中統鈔（旧鈔）10兩（貫）と見れば、中統鈔（旧鈔）1貫=大中通宝40文となることに気づいた。元制では鈔1貫を鈔1兩と表現できることを利用し、貫と兩という二つの単位を新鈔（至正鈔）と旧鈔（中統旧鈔）に振り分けた例となる。

応天府は長江の南岸、江浙行省の北のはしに位置する。至正21年時点で至正鈔（中統新鈔）・中統旧鈔がどちらもまだ流通するとともに、これらの鈔の価値の減少は至正幣制制定時の4/10程度であることが判明する。朱元璋が元朝の鈔の有効性を保証し、支配地の経済的混乱を防止するための措置に違いないが、前政権の通貨を高く見積もることはないばかりか、低く見積もる理由もないだろうから、4/10への減価は至正21年当時の実勢で

あろうと推測する。至正幣制導入から10年間に4/10への減価は、王朝崩壊期の混乱を背景とするわりには小さいという印象である。

面白いことに、前引の孔齊『静斎至正直記』の記事に、鈔が用いられなくなった呉・越一帯で銅銭の使用上に短陌が発生したことが記されていたが、応天府の、中統鈔（新鈔）1貫＝大中通宝400文、中統鈔（旧鈔）1貫＝大中通宝40文の関係はもともと中統旧鈔1貫＝至正通宝100文であることから、大中通宝40文を1貫（100文）と計算する短陌とみることにもできる。ただし呉・越では鈔のない市場での銅銭だけの短陌であるのに対し、鈔が流通する応天府の市場では銅銭の紙幣に対する相場である短陌として現象する。

なお応天府における鈔銭から、改めて中統鈔だけに注目すると、はじめて導入した1260年からほぼ100年が経過した時点で減価が銅銭1000文から40文へ、1/25に過ぎないことに改めて驚きを感じる。

## 結 語

中統鈔の導入時に明らかなように、元朝の鈔は本位をもたない紙幣、すなわち政府紙幣である。のちに銀による私貿易が許される、すなわち銀を流通手段として機能させることが公認されたが、銀と鈔が固定的に関係づけられたわけではなく、それぞれ独自に価値変動した。鈔の価値の維持は納税による回収を確実にこなうことと、印造発行の額を適正な範囲内に収めることが最も肝要である。しかし政権が崩壊の危機に瀕したとき、この二つの要件を維持するのは困難となり、鈔の価値をどのように維持するかが大きな課題となった。元朝が至正幣制で採用した方法は銅銭と鈔の固定相場の設定（子母相権）である。だが南宋の会子の例をみても明らかなように鈔銭の関係づけ（子母相権）はあまり有効ではない。その最大の理由はややもすれば鈔が発行過多になり、鈔銭の関係づけが切れるからである。果たして前述のように腹裏では鈔の発行額は巨大化し、銅銭の鑄造もやめてしまった。

しかし元朝崩壊期の江南における鈔の価値下落は壊滅的と言えるほどではなかった。10年間の価値下落が4/10というのは、いちおうそう言える程度ではないかと思われる。至正14年12月の宝泉司廃止とは腹裏の事情であり、江浙・江西では廃止せず、まだ鈔が通用していた応天府では至正通宝による至正鈔（中統新鈔）の権鈔が継続していたと考える。そして江西では、その上に至正之宝による中統旧鈔の権鈔という二重の権鈔があったことになる。江西吉安路を中心とする地方では比較的鈔価は比較的安定していたのではないだろうか。元最末期の至正27年（1367）徽州において中統鈔による売買契約文書のあることが確認できる<sup>(20)</sup>。

(注)

(1) 至正10年11月己巳の詔には次のようにある。

下詔云、……惟我世祖皇帝、建元之初、頒行中統交鈔、以錢為文。雖鼓鑄之規未遑、而錢幣兼行之意已具。厥後印造至元宝鈔、以一當五、名曰子母相權、而錢實未用。歷歲滋久、鈔法偏虛、物價騰踊、姦偽日萌、民用匱乏。爰詢廷臣、博采輿論、僉謂拯弊必合更張。其以中統交鈔壹貫文省權銅錢一千文、准至元宝鈔二貫、仍鑄至正通寶錢與歷代銅錢並用、以實鈔法。至元宝鈔通行如故。子母相權。新旧相濟、上副世祖立法之初意。(『元史』卷97、食貨志、鈔法。ただし年月日は『元史』卷42による)

(2) 彭信威は錢体の厚薄が一定でなく、外郭も整齐でない点が至正通宝と異なるので、地方の貨幣あるいは別炉鑄造のものらしいが、錢文の書法が確かに良い点からすると官炉錢のようだとも言う。彭信威はこのように少し留保するが、一般には官鑄錢と認められている。『中国貨幣史(第三版)』(上海人民出版社、1965年、1988年重版)568頁。

(3) 宮澤「元代後半期の幣制とその崩壊」(『鷹陵史学』27、2001年)、「權鈔錢に見る元代民間の通貨ルール」(『鷹陵史学』31、2005年)、『中国銅錢の世界—錢貨から經濟史へ—』(思文閣出版、2007年)。

(4) 前掲宮澤「元代後半期の幣制とその崩壊」77-78頁。

(5) 宮澤「元朝の財政と鈔」(佛教学『歴史学部論集』2、2012年)。

(6) 『元史』卷41、至正8年是歲、台州方国珍為乱、聚衆海上。命江浙行省參知政事多爾濟巴勒討之。

(7) 『元史』卷42、至正11年五月辛亥、潁州妖人劉福通為乱、以紅巾為号、陷潁州。

(8) 『元史』卷42、至正11年8月丙戌、蕭鼎李二及老彭・趙君用攻陷徐州。李二号芝蔴李、与其党亦以燒香聚衆而反。

(9) 『明史』卷123、陳友諒伝、

陳友諒、沔陽漁家子也。……嘗為県小吏、非其好也。徐寿輝兵起、友諒往從之。依其將倪文俊為簿掾。寿輝羅田人、又名真一、業販布。元末盜起、袁州僧彭瑩玉以妖術与麻城鄒普勝聚衆為乱、用紅巾為号、奇寿輝状貌、遂推為主。至正十一年九月、陷蕪水及黃州路、敗元威順王寬徹不花。遂即蕪水為都、称皇帝、国号天完、建元治平、以普勝為太師。未幾陷饒信。

(10) 『明史』卷1、太祖紀

當是時、元政不綱、盜賊四起。劉福通奉韓山童假宋後起潁、徐寿輝僭帝号起蕪、李二・彭大・趙均用起徐。衆各数万、並置將帥、殺吏、侵略郡県、而方国珍已先起海上。他盜擁兵拋地、寇掠甚衆、天下大乱。十二年春二月、定遠人郭子興与其党孫德崖等起兵濠州。……遂以閏三月甲戌朔、入濠見子興。子興奇其状貌、留為親兵、戰輒勝。

(11) 『明史』卷123、張士誠伝、

張士誠、小字九四、泰州白駒場亭人。有弟三人、並以操舟運塩為業、緣私作姦利、頗輕財好施、得群輩心。常鬻塩諸富家、富家多陵侮之、或負其直不酬。而弓手邱義尤窘辱士誠甚。士誠忿、即帥諸弟及壯士李伯昇等十八人殺義、并滅諸富家、縱火焚其居。入旁郡場、招少年起兵。塩丁方苦重役、遂共推為主、陷泰州。高郵守李齊諭降之、復叛。……給殺李齊、襲捩高郵、自称誠王、僭号大周、建元天祐。是歲至正十三年也。

(12) 『元史』卷45、至正18年5月庚戌、陳友諒陷吉安路。

(13) 『元史』卷44、至正16年2月、

是月、高郵張士誠陷平江路拋之、改平江路為隆平府、遂陷湖州・松江・常州。

(14) 宋代の短陌には三種類あるが、その一つに銅錢と紙幣の交換レートとしての短陌がある。宮澤『宋代中国の国家と經濟—財政・市場・貨幣—』(創文社、1998年)289-293頁。

(15) 『元史』卷44、至正15年12月己巳、

以諸郡軍儲供餉繁浩、命戸部印造明年鈔本六百万錠給之。

## 元末の至正権鈔錢と通貨政策（宮澤知之）

因みに、至正12年と至正13年の印造額は、ともに中統鈔190万錠・至元鈔10万錠である（『元史』巻42、至正12年正月丙午、同書巻43、至正13年正月庚午）。ここに見える中統鈔はすべて至正鈔のこと。至正16年印造予定の600万錠は言うまでもなく至正鈔（中統鈔）なのである。

(16) 『元史』巻43、至正14年12月丁酉、罷庸田・茶運・宝泉等司。

(17) 『元史』巻42、至正11年10月癸未、

立宝泉提举司于河南行省及済南・冀寧等路凡九、江浙・江西・湖広行省等処凡三。

この記事から江浙・江西にも至正幣制実施にあたって宝泉司を設けたことが分かるが、吉安にあったかどうかは判明しない。

(18) 『大明令』の条数は『大明律』（遼瀋書社、1990年所収）による。

(19) 宮澤前掲「元代後半期の幣制とその崩壊」77-80頁。

(20) 宮澤前掲「元代後半期の幣制とその崩壊」注(44)。「至正二十七年（一三六七）徽州呉鳳郎売山地紅契」（史料来源は前掲『中国歴代契約会編考釈 上巻』（北京大学出版社、1995年）585頁に、「価鈔拾漆貫伍伯文」とある鈔は中統鈔か至元鈔か明示しないが、しない以上中統鈔である。